

**戦略的イノベーション創造プログラム  
(スマートバイオ産業・農業基盤技術)  
公募要領 (新規技術提案の募集)**

平成31年4月

**国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター (生研支援センター)**

## 戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）公募要領

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）は、民間企業、大学、国立研究開発法人、都道府県の試験場、地方独立行政法人等による生物系特定産業技術に関する研究開発を支援しています。平成29年度補正予算で措置された「戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）（以下「SIPバイオ・農業」と言う。）」は、現在、その研究開発が実施されています。こうした中、平成30年度補正予算において新たな研究開発課題が措置されたことから、「SIPバイオ・農業」における新規の技術課題を公募することとなりました。

新規の公募課題への応募を希望される方は、本要領に従って提案書を提出してください。

### 1 事業の概要

#### (1) 戦略的イノベーション創造プログラムの趣旨・推進体制

戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）は、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、府省の枠を超え、基礎研究から実用化・事業化まで一貫通貫で研究開発を推進し、イノベーションの実現を目指すプログラムです。

SIPを実施するため、内閣府は科学技術イノベーション創造推進費を措置し、国家的・経済的重要性等の観点から総合科学技術・イノベーション会議が対象課題とプログラムディレクター（PD）を決定し、進捗を毎年度評価して機動的に予算を配分します。また、SIPの推進体制としては、まず、総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員によって構成される「ガバニングボード（GB）」がSIPの重要事項を審議し、助言・評価を行います。次に、対象課題ごとに選ばれたPDが、出口戦略を含む研究開発計画をとりまとめ、推進します。PDを議長とし、内閣府が事務局を務め、関係省庁や専門家等も参加する推進委員会において、関係府省間調整等を行います。

SIPは、平成26年～30年度を第1期として11課題を実施しました。平成29年度補正予算により、第2期として12課題を開始することとなり、その対象課題の一つとして、「SIPバイオ・農業」事業が開始されました。今回の公募は、平成30年度補正予算により措置された「SIPバイオ・農業」に対する新規の技術課題の公募です。

#### (2) スマートバイオ産業・農業基盤技術の趣旨（コンセプト）

我が国のバイオエコノミーの拡大と関連産業の競争力強化等のため、府省連携により、バイオとデジタルの融合によるイノベーションの基盤を構築し、「食」による健康増進社会の実現や革新的なバイオ素材・製品産業の振興・創出を図ります。また、「食」を生産する農業にあっては、生産から加工・流通・販売・消費・輸出までデータを相互活用するスマートフードチェーンの構築や様々なデータにより駆動する革新的なスマート農業技術・システムの開発、データ駆動型育種を推進するための技術開発等を実施します。基礎研究から実用化・事業化まで一貫通貫の取組を通じ、持続可能な成長社会の実現や農林水産業・食品産業の生産性革命・競争力強化を目指します。

本課題が対象とする領域は、グローバルレベルでイノベーションが加速しています。食、医薬品、素材、エネルギー等々、私たちの日々の暮らしから地球環境まで、本領域におけるイノベーションのインパクトは、あらゆる領域に及びます。非連続の成長発展が期待される市場ゆえに新規参入も活発であり、ダイナミックな変革が起きています。

このような認識のもと、本課題においては、持続可能な成長社会の実現や農林水産業・食品産業の生産性革命・競争力強化とともに、

- ① 資源少国の日本が、画期的な高機能資源を創造したり、資源を再利用したりすることを可能にすること
- ② アイデアや思いを持つ誰もが参画しやすい研究開発環境づくりをすること
- ③ さらには、日本の弱点とされている「標準化（国際標準化<sup>1</sup>）」、「協調領域<sup>2</sup>（スケーラビリティ）の構築」、「国際市場における競争領域<sup>3</sup>（戦略的アライアンス）の創出」

を目指すことを視野に入れて研究開発を推進し、社会実装が可能なプロトタイプを開発することとします。

（補足）

1. 本課題は、国がイニシアティブをとるSIPによる研究開発であり、その成果の活用方法として標準化を目指す際は「国際標準化」を前提として研究開発を推進します。

同時に、研究開発の初期段階から「国内（日本）市場+海外（輸出先）市場」を想定し、日本のイニシアティブによるルールづくりやフレームワーク、プロトコル策定による諸外国とのアライアンス形成を目指します。

2. 「協調領域」は、企業・大学群全体を強くする研究開発環境であり、大規模に知財が集積され、高度化された研究開発の環境にこそ、「単独」では実現できなかったスケーラビリティが期待できます。このような研究開発環境の構築には、それぞれが保有する資源（知財）を提供して集積させるメリットへの理解と、資源（知財）提供することのインセンティブの設計、知財の適切な管理・運用のルールと技術が不可欠となります。

3. 「競争領域」は、誰もがアクセスできる高度な研究開発環境（協調領域）を使って生み出される新しいビジネス環境であり、画期的な新種・新商品・新サービスの創出のみならず、バリューチェーン再構築のための戦略的アライアンスの加速、さらには産業クラスターのグローバルレベルでの再編により、国際競争力の強化が期待できます。

### （3）新規技術課題の公募の趣旨（コンセプト）

新規技術提案における研究課題は、「SIPバイオ・農業」において実施されているスマートフードチェーンのアーキテクチャ<sup>4</sup>構築及び実証事業の推進です。このため「SIPバイオ・農業」の課題B「多様なデータの利活用による農林水産業・食品産業の生産性革命・競争力の強化」（下記）(1)「生産から流通・消費までのデータ連携により最適化を可能とするスマートフードチェーンの構築」における新たな技術課題として提案を募集します。本研究課題の実施期間は、2019年度から2022年度までとなりますが、予算措置は初年度（2019年度）のみです。その後の研究開発のフォローアップ等は、民間投資等により行っていただきます。

SIP補正予算事業の全体像については、下記URLの資料を参照ください。

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/96kai/siryo3-2.pdf>)

(補足)

4. 「アーキテクチャ」とは、システム全体を俯瞰する設計図のこと。機能、データ、アセット等を各層に分け、各層の構成要素（個別機能、ルール、データ、アセット等）とそれらの関係性を可視化し、関係者間で共通理解を図るもの。上記SIP補正予算事業の全体像についての資料も参照ください。

## 2 研究課題及び提案の類型

### (1) 研究課題

「SIPバイオ・農業」で取り組んでいる課題については、下記URLの研究開発計画と公募要領を参照ください。

- ・ 研究開発計画

([https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/keikaku2/7\\_smartbio.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/keikaku2/7_smartbio.pdf))

- ・ 公募要領

(<http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/sip/sip2/koubo/index.html>)

本技術提案は、「SIPバイオ・農業」全体を補強するとともに、特に課題B(1)の研究課題への貢献が期待されています。公募される技術課題の詳細は別添1に定めています。

スマートフードチェーンアーキテクチャ構築と農産物の輸出拡大に向けた共同物流の実証事業（別添1）

## 3 応募要件等

### (1) 応募の要件

提案する試験研究は、当該提案に係る研究開発項目に合致する研究開発についての具体的な計画が立案できており、達成すべき目標が明確にされていることが必要です。

この他、別添1に応募の要件として別途定めがある場合は、それを満たすことが必要です。

### (2) 研究実施体制

単独での応募又は複数の研究機関等からなる研究グループのどちらも応募が可能です。

ただし、採択が決定した後、委託契約締結までの間に研究開発項目の単位で又は(6)に述べるPDの指示があった場合は当該指示に係る複数の研究開発項目でまとめてコンソーシアムを構築することとし、単独の研究機関又は研究グループを含む全ての採択機関には各々が応募した研究開発項目を実施するコンソーシアムに参画していただきます。

### (3) 資格要件（単独での応募及び研究グループによる応募の両方に共通）

応募することができる者（単独で応募する場合は当該機関、研究グループで応募する場合は代表研究機関）は、以下の①～⑤の全ての要件を満たす者です。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学等、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関（※）等であるこ

と。

※研究機関とは、法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

- ア 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有していること。
  - イ 知的財産、研究管理等に係る事務管理等を行う能力・体制を有していること。
- ② 平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること（提案書提出時に競争参加資格のない者は、契約（2019年6月中を予定）までに競争参加資格を取得してください。なお、資格の取得には時間を要しますので、提案書の提出後、速やかに申請を行ってください。資格が取得できなかった場合は、採択が取消しになります。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）。詳しくは、以下を御覧ください。

<https://www.chotatujocho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

研究機関が、平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

<http://www.chotatujocho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>

- ③ 委託契約の締結に当たっては、生研支援センターから提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑤ 応募者が受託しようとする研究開発項目の全部又は一部の実施について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者及び経理責任者を設置していること。

#### （4）複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

複数の研究機関等が共同で研究開発項目の全部又は一部の実施を受託しようとする場合は、研究グループを構成し、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は代表研究機関から行うことが必要です。その際、研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての研究機関が同意していることが必要です。

（委託事業は直接採択方式であり、研究開発項目の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。）

#### （5）研究代表者等に関する要件

代表研究機関（単独で応募する場合は当該機関）の研究代表者及び共同研究機関における研究実施責任者は、応募する研究機関等に所属する研究者等であって、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ① 実施を希望する研究開発項目の全部又は一部を適切に実施する能力を有し、研究実施期間を通じて当該研究に責任を負うことができること。
- ② 実施を希望する研究開発項目の全部又は一部に関する分野の研究を遂行しうる技術的・経済的能力と適切な経理事務の執行・管理体制を有する日本国内の研究機関に所属する常勤の研究者等であって、研究実施期間を通して研究施設等の利用が確保されていること。

(6) その他本事業に参加するために守るべき事項

本事業が目指す、我が国におけるバイオエコノミーの拡大、農林水産業・食品産業の生産性向上・競争力強化を実現するイノベーションの創出には、多様な分野の先端技術、基礎・基盤技術の結集、融合を図るとともに、各研究開発課題の取組を体系的、重層的に実施することが必要です。

このような観点から、コンソーシアムの研究代表者（単独で応募する場合は当該機関）等は、PD等の指示の下、情報の取扱いを明確化した上で関連する他のコンソーシアムとの間で研究の進捗や今後の計画等に関し情報交換を行うとともに、互いの連携によって研究開発の加速化や研究開発成果の社会実装の促進等が図られるようこうした取組に参加・協力することが必要です。

#### 4 研究費の規模と範囲

(1) 研究期間：平成31（2019）年委託開始から4年程度の予定（平成31（2019）年度を初年度とし、2023年3月末までで提案してください）。ただし、予算措置は平成31（2019）年度のみとします。2020年度以降は、民間投資等により研究開発等を実施することとします。

(2) 委託経費の上限：平成31年度における研究開発項目毎の委託経費の上限額（年額）は以下のとおりとします。

技術提案型の上限額：研究開発項目毎に設定

ただし、委託予定先となった研究機関あるいは研究グループの提案における研究費合計額が、当該委託予定の研究開発項目の上限額を超える場合は、8（5）の試験研究計画を修正する際に、委託経費を調整していただきます。

研究開発項目	上限額 (百万円)
B. 多様なデータの利活用による農林水産業・食品産業の生産性革命・競争力の強化	—
(1) 生産から流通・消費までのデータ連携により最適化を可能とするスマートフードチェーンの構築	—
スマートフードチェーンアーキテクチャの構築および農産物の輸出に向けたデータ連携等による共同物流実証	194

※このうちアーキテクチャ構築は20～50百万円とする。

### (3) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

#### 1) 直接経費：研究の遂行、研究成果のとりまとめ、国民との科学・技術対話及び普及支援に直接必要とする下記の経費

- ① 物品費（設備備品費、消耗品費）
- ② 人件費・謝金
- ③ 旅費
- ④ その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）、消費税相当額）

なお、直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、

また、経費の詳細については、「府省共通経費取扱区分表等について」をご確認下さい。

#### 2) 間接経費（※）

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費です。直接経費総額の10～30%の割合（研究機関により割合は異なります）に相当する額を上限として計上できます。

※間接経費については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成26年5月29日改正）

([http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2\\_kansetsukeihi.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2_kansetsukeihi.pdf))

を御確認ください。

※1 直接経費に計上できるものは、本事業による委託研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、人件費及び賃金は委託研究に直接従事した時間数等により算出されることとなりますので、委託研究に従事する全ての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより委託研究に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理（委託研究に係る勤務実態の管理）を行ってください。

さらに旅費については、出張内容と委託研究の関連を証明するため、出張伺いと出張報告書等を整備・保管してください。

※2 物品費の設備備品費については、本事業の研究課題で使用するもので、使用可能期間が1年以上あるもののうち、取得価格が10万円以上の物品とします。

※3 特許等の本事業で得られた成果を権利化するために必要な経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等にかかる経費）については、間接経費での支出が可能です。ただし、登録、維持に関わる費用は受託者負担となります。

#### (4) 研究費の翌年度への繰越し

研究機器の納期が想定外の原因により遅延することとなり、年度内の納入が困難となった場合等は、翌年度への繰越しが認められる場合があります。

なお、翌年度への繰越しは、研究機関等に帰責事由がない場合に限りです。

#### (5) 購入機器等の帰属及び管理

委託研究を実施するコンソーシアム（単独で応募する場合は当該機関）を構成する全機関（以下「受託者」という。）が研究委託契約に基づき購入した「機器類等の物品」の所有権は、その期間中は受託者に帰属します。受託者には、委託研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。委託研究終了後も当該物品を研究目的で継続利用する場合に限り、申請により一定期間引き続き無償で継続使用することができます。具体的には委託研究の実施期間終了時に別途、生研支援センターからお知らせします。

また、研究委託契約に基づき購入した「機器類等の物品」は、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして本事業の購入物品である旨を明記してください。

### 5 民間投資（民間企業によるマッチングファンド）

S I Pの第2期では、研究開発成果の事業化・実用化、普及を促進する仕組みとして、これらの取組を主に担う民間企業によるマッチングファンド（以下「民間投資」という。）の要素をビルトインしています。また、毎年度の民間投資の状況はガバニングボード（GB）による各S I P課題の年度末評価の評価項目の一つ（13の（1）の②を参照）とされています。

本公募は、民間企業が参画した委託研究の実施体制の構築が必須です。民間投資割合は、以下の式で算出し、30%以上となるように提案してください。

$$\text{民間投資割合} = b / (a + b)$$

a: 委託経費、b: 民間投資（4年間の総額）

また、民間企業が参画した実施体制による委託研究の応募については民間投資の計画についても提案いただくとともに、委託研究の実施期間中は毎年度、民間投資がどの程度行われたかを把握するため、生研支援センターが別途指定する期日までに当該年度の民間投資の実績等を生研支援センターに報告していただきます。

提案及び報告の対象となる民間投資の範囲及び当該民間投資に計上できる経費は以下のとおりとします。

#### ① 民間投資の範囲

研究開発項目に示す達成目標の実現に向けた研究開発等の着実な推進、委託研究の実施により得られた成果の実用化・事業化、普及を目的として、委託研究を受託する民間企業及び委託研究を受託せずに当該委託研究の実施に協力する研究機



関等（以下「協力機関」という。）として参画する民間企業が自らの負担により行う投資

② 民間投資に計上できる経費

毎年度、当該年度の民間投資として計上できる経費は、次の経費とします。なお、経費の算定に必要な単価は各民間企業が用いる単価を適用してください。

- ア ①に掲げる目的のために、当該年度に民間企業が自己資金で支出した、4の（3）の1）及び2）に定める直接経費、間接経費に相当する経費（間接経費の算定は委託経費の算定方法に準じる。）
- イ 委託研究契約締結前に民間企業が自己資金で取得し、①に掲げる目的のために当該年度に利用した固定資産の減価償却費
- ウ 委託研究契約締結前に民間企業が自己資金で取得し、①に掲げる目的のために当該年度に利用した消耗品その他資産（「その他資産」は自己資金による研究開発で取得したデータなど。イの固定資産を除く。）

本事業による委託研究を受託する民間企業又は協力機関として参画する民間企業がある場合、当該民間企業は自らも負担して、研究開発項目に示す達成目標の実現に向けた研究開発等の着実な推進、委託研究の実施により得られた成果の実用化・事業化、普及に努めてください。

## 6 応募から委託契約までの流れ

2019年4月23日（火）	公募要領の公表・公示
5月22日（水）12:00	応募受付締切り
5月27日（月）以降	書類審査
6月3日（月）以降	面接審査
6月上旬	採択研究機関の決定
6月中旬	採択研究機関の決定・公表、採否の通知
6月下旬以降	委託契約締結

（注）スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。生研支援センターのウェブサイトで随時お知らせいたします。

## 7 応募手続きについて

### （1）応募方法

応募者は、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。<http://www.e-rad.go.jp>（別紙1参照））を使用して、応募してください。研究グループによる応募の場合は代表研究機関の研究代表者が研究グループ全体の研究内容を取りまとめた上で応募してください。

e-Rad を利用して応募するためには、あらかじめ研究機関及び研究者情報の登録手続きを行う必要があります。研究費の配分を受ける研究機関は全て登録が必要ですが、少なくとも提案書を提出する代表研究機関は提案書提出までに登録が必要です。また、共同研究機関は採択までには登録していただく必要があります。登録手続きには日数を要

する場合がありますので、現在未登録の機関については余裕を持って登録手続きをしていただくようご注意ください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません（詳しくは、e-Rad 担当窓口にお尋ねください。）。

応募の際には、e-Rad 上で所属研究機関の事務代表者による応募情報（※）の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研支援センターに提出されませんのでご注意ください。その他 e-Rad を使用するに当たり必要な手続きについては、e-Rad のポータルサイトを参照してください。

※ e-Rad では、研究代表者が入力した研究基本情報や研究組織情報、採択状況等及び生研支援センターが定めた応募様式に必要な事項を記載した提案書に含まれる内容を総称して「応募情報」といいます。また、「応募情報」をPDFファイルに変換したものを「応募情報ファイル」、これを印刷したものを「応募内容提案書」といいます。

## （２）応募受付期間

本事業への応募期間は、2019年4月23日（火）～2019年5月22日（水）12:00までとします。e-Rad の利用可能時間帯は、平日、休日ともに0:00～24:00です。

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

## （３）応募書類

提案書一式

提案書の作成に当たっては、本公募要領に従い、別紙2の（提案書様式（記載例含む））に御記入ください。なお、提案書は日本語で作成してください。

※提案書の書式は、生研支援センターウェブサイト又は e-Rad からダウンロードしてください。

## （４）応募に当たっての注意事項

- ① 応募の締切りに遅れた場合は、受け付けません。
- ② e-Rad を使用しない方法（郵便、ファクシミリ又は電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。
- ③ 提出後の応募情報の修正には応じられません。
- ④ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑤ 次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。
  - ア 応募資格を有しない場合
  - イ 提案書に不備があった場合の提案書の修正依頼に対し、期限までに修正できない場合
  - ウ 応募情報に虚偽が認められた場合

## 8 委託先の選定

### (1) 委託先の選定に当たって

本事業では、基礎から実用化・事業化までを見据えた研究開発に取り組む研究体制を構築するとともに、個々の研究機関が有する優れた先端技術を取り入れ、これらの産学官の研究機関等が有機的に連携することが不可欠と考えています。

このため、本事業の「技術提案型」の委託先は、研究開発項目について優れた技術を有する研究機関等が選定されるとともに、委託先に選定された研究グループや研究機関等は、「S I P バイオ・農業」の課題B(1)とコンソーシアムを構成し、各々の研究機関等が自主的に連携をとりつつ、研究に取り組むことを条件としています。

応募される研究機関等の方におかれましては、以上を踏まえてご提案ください。

### (2) 選定方法

委託先の選定に係る審査は、外部専門家（大学、企業などの研究者等）等で組織する評議委員会において、(3)の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、必要に応じて、応募者に、提案書のほかに、別途追加資料等の提出等を求める場合があります。

審査は非公開で行われ、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。また、提案内容に係る利害関係者は、当該提案の審査から排除されることになっております。

また、評議委員の所属、氏名等は、委託先決定後、生研支援センターのウェブサイト上で公表します。ただし、提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

なお、評議委員会において、本事業による委託研究に取り組むことが不適切とされた研究機関等については、研究グループが委託先に選定されてもそこから外れていただく場合があります。

### (3) 審査基準

評議委員会において以下の基準に基づき審査を行い、その結果を総合的に勘案して委託先を選定します。

- ア 提案書の内容は本課題の趣旨（コンセプト）及び当該提案に係る研究開発項目に定める具体的内容や達成目標の方向性と整合性がとれているか。
- イ 当該提案に係る研究開発項目に定める達成目標を達成するために十分な内容となっているか。
- ウ 提案書の計画や研究開発内容が技術的に優れているか。
- エ 提案書の計画や研究開発内容に実現可能性があるか。
- オ 提案書の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか。
- カ 研究開発の進行や予算の執行に関する管理能力に優れているか。
- キ 提案書の研究開発内容の予算配分が効率的なものとなっているか。
- ク 民間投資が求められている水準（割合）をみたしているか。

- ケ 研究開発された成果の実用化・事業化、普及に向けた具体的な構想があるか。
- コ 「SIPバイオ・農業」の課題B(1)の研究内容と相乗効果が期待できるか。

#### (4) 審査の手順

審査は、書類審査及び面接審査の2段階で行います。

##### ① 書類審査

提案された書類をもとに、評議委員会の委員が上記(3)の審査基準に基づいた審査を行い、その結果に基づいて面接審査の対象とする提案を選定します。

なお、提案数が少ない場合(1~2提案)、評議委員の事務負担軽減の観点から書類審査を省略する場合があります。

##### ② 面接審査

①で選定された提案は、評議委員会が研究代表機関の研究者等に対する面接審査を行い、採択候補とする提案を選定します。選定の結果は、PD及び内閣府の了承をもって確定とします。

生研支援センターは、②で採択候補とされた提案をおこなった研究機関又は研究グループについて、重複応募等をチェックします。

生研支援センターは、選定された技術提案型の研究機関又は研究グループに対して、課題B(1)の研究機関とのコンソーシアム構築を指示します。

この指示を受けた研究機関又は研究グループがコンソーシアムの構築に合意した場合、生研支援センターは当該研究機関又は研究グループを本事業の委託先として決定します。

#### (5) 審査結果等の通知

書類審査及び面接審査における審査結果については、速やかに応募者(研究グループによる応募の場合は代表機関)に通知するとともに、e-Radによる提案時に付与される応募番号を生研支援センターのウェブサイトに掲載する予定です。

なお、面接審査において不採択となった提案については、応募者への通知の際に、その理由等をお知らせします。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

また、面接審査において採択となった提案については、応募者への通知の際に、必要に応じて、研究の実施に当たって見直しが必要とされた事項等をお知らせします。見直しが必要とされた事項等については、委託予定先の研究代表者に試験研究計画の修正を行っていただきます。修正を行っていただけない場合は委託契約を行いませんのでご注意ください。

## 9 委託契約の締結

### (1) 委託契約の締結

8により選定された者には、委託契約締結までの間に、課題B(1)とコンソーシアムを構築していただきます。当該コンソーシアムには、全ての採択研究機関等(単独の研

究機関又は研究グループ)に参画していただく必要があります。

本事業の委託契約は、課題B(1)の代表研究機関との間で締結します(※)(提案課題を構成する個々の研究機関等ではなく、代表研究機関と生研支援センターが直接委託契約を締結します。詳しくは別紙3を御覧ください)。

※採択先が決定後に課題B(1)の研究計画を変更し、改めて委託契約を締結します。

なお、委託先決定から委託契約締結までの間に、委託先の構成員等について、特段の事情の変化があり研究の実施が困難と判断される場合は、委託契約の締結先を変更することも可能とします。

## 10 研究開発の運営管理

本事業の運営管理は、以下のとおり実施されますので、本事業への応募にあたっては、十分留意して下さい。

- ① 生研支援センターがPD、PD代理、サブPD、イノベーション戦略コーディネーター(以下「戦略C」)を補佐し、研究の進行管理(研究成果の取扱いに係る管理を含む)、研究成果の広報及びその社会実装に向けた取組を関係行政機関等と調整しつつ、効果的に進めるための体制を整備します。
- ② PD若しくはPDの指示を受けたPD代理、サブPD、戦略C、生研支援センター及び内閣府担当者は、各研究開発項目の研究の進捗及び成果を定期的に把握するとともに、研究の進行管理、研究成果の広報及びその社会実装に向けた取組に関し、コンソーシアムの研究代表者等に対する指導、助言を行います。
- ③ 生研支援センターはこうした取組を円滑に進めるため、PD、PD代理、サブPD及び戦略Cを補佐するとともに、コンソーシアムの研究代表者等に対し必要な支援を行います。コンソーシアムの研究代表者等は、生研支援センターと連携して、研究の進捗及び成果の定期的な把握、研究成果の広報及びその社会実装に向けた取組を行う必要があります。
- ④ 生研支援センターは、本事業の運営管理に当たり、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)と連携します。  
また、必要に応じ、関連する他のSIPの研究課題や他省庁の事業等と連携して研究の進行管理、研究成果の広報及びその社会実装に向けた取組を行います。

## 11 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進に係る基本的取組指針(※)に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

(例)

- ・生産者、消費者、関係業界等への幅広い研究成果情報の発信

- ・小・中・高等学校の理科授業での特別講演
- ・地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演
- ・大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

また、これらの活動状況については、毎年度提出する研究成果報告書に記載してください。その結果は評価対象となります。

※「国民との科学・技術対話」の推進について（基本取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議）

研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置づけ、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

また、「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とすることとなっています。

※については、内閣府ホームページ

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>)

を御覧ください。

## 1.2 研究成果の取扱い

研究開発の成功と成果の実用化・事業化による国益の実現を確実にし、優れた人材・機関の参加を促すためのインセンティブを確保するため、知的財産等は、研究開発計画に定める研究開発の内容及び出口戦略の関連事項を踏まえつつ、以下のような管理を行います。

### (1) 知財委員会

知財委員会を生研支援センターに置きます。知財委員会は、研究開発成果に関する論文発表、特許等（植物の新品種に係る育成者権等も含む。以下、「知財権」という。）の出願・維持、ノウハウの扱い・秘匿等の方針決定等のほか、必要に応じ知財権の実施許諾に関する調整などを行います。知財委員会の担当範囲は、生研支援センターが本事業で執行する予算の範囲とし、原則として、PD又はPDの代理人、主要な関係者、専門家等から構成します。

### (2) 知的財産マネジメント

「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成28年2月農林水産技術会議決定）などに基づくほか、研究の開始段階においては、コンソーシアム内での知的財産の取扱いに関する基本的な方針について、委託契約書に準拠させた知的財産の基本的な取扱いに関する合意書（以下「知財合意書」という。）を作成の上、合意していただきます。なお、委託契約書又は共同研究機関協定書等に知財合意書が求める知的財産の取扱いを既に規定している場合は、知財合意書は不要です。

コンソーシアム内から得られた知的財産は、コンソーシアムの構成員が自由に使用できるようにする等、研究成果を迅速に商品化・事業化につなげていけるよう、柔軟な対応を検討するよう努めていただきます。また、研究期間中においては、知財合意書に基づき、研究の進行管理のために行われる研究推進会議等において、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化の決定や実施許諾に関する調整等について方針を明らかにした知的財産の権利化等方針（以下「権利化等方針」という。）を策定し、知的財産マネジメントに取り組んでいただく必要があります。

また、知財合意書及び権利化等方針の作成においては、研究成果の海外流出を防止する観点から適切に対応してください。

### （３）知財権に関する取り決め

生研支援センターは、秘密保持、バックグラウンド知財権（コンソーシアムに参画する構成員が、本事業による委託研究に参加する前から保有していた知財権）、フォアグラウンド知財権（本事業による委託研究の実施により発生した知財権）の扱い等について、予め委託契約等により定めます。

### （４）バックグラウンド知財権の実施許諾

委託研究を遂行する目的に限定して、バックグラウンド知財権の実施許諾は、当該知財権者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とします。当該条件などの知財権者の対応が、S I Pの推進に支障を及ぼす恐れがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得ます。

### （５）フォアグラウンド知財権の取扱い

フォアグラウンド知財権は、原則として産業技術力強化法第17条第1項を適用し、以下の①～④を含めた本要領の規程及び生研支援センターが求める条件の遵守を約する知財の帰属に係る確認書を研究委託契約後に生研支援センターへ遅滞なく提出することを条件に、発明者の所属機関（委託先）に帰属させます。ただし、生研支援センターに提出された著作物に係る著作権について、生研支援センターによる当該著作物の利用に必要な範囲において、生研支援センターが利用する権利及び生研支援センターが第三者に利用を許諾する権利を生研支援センターへ許諾したものとします。

- ① 成果が得られた場合には、遅滞なく生研支援センターに報告すること。
- ② 生研支援センターが、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、当該知財権を無償で利用する権利を、生研支援センター又は生研支援センターが指定する者に許諾すること。
- ③ 知財権者に事業化の意志が乏しい場合、知財委員会は、積極的に事業化を目指す者への権利移転、実施権等の設定を推奨します。
- ④ 当該知財権の移転又は専用実施権の設定等を行う場合は、法人の合併又は分割により移転する場合、及び次に規定する場合を除き、あらかじめ生研支援センターの承認を受けてください（ただし、次に規定する場合には、事前の承認は要しないが、当該知財権の移転又は許諾を行ったことを生研支援センターへ報告してく

ださい。)

- ・子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知財権の移転又は許諾をする場合
- ・承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知財権の移転又は許諾をする場合
- ・技術研究組合が組合員に当該知財権の移転又は許諾をする場合

また、自らの諸事情若しくは不正使用等を行ったため又は実施計画書の見直し等に伴いコンソーシアムを委託期間中に脱退する構成員がいる場合、生研支援センター又は他の構成員は、脱退する構成員が委託研究によって得た知財権等を無償で譲り受ける権利又は当該知財権等を無償で実施する権利を得るものとします。

#### （6）フォアグラウンド知財権の実施許諾

コンソーシアムは、委託研究を遂行する目的に限定して、委託期間中は、委託研究の成果に係るフォアグラウンド知財権を、当該フォアグラウンド知財権者が定める条件に従い、コンソーシアム内で実施許諾するよう努めるものとします。なお、PDの判断等により、委託研究の推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む）の範囲内において、コンソーシアム内の他の委託研究の参加者等にフォアグラウンド知財権の無償実施を求める場合があります。また、第三者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、委託研究の参加者よりも有利な条件にはしない範囲で、知財権者が許諾可能とします。当該条件などの知財権者の対応が、SIPの推進に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得ることとします。

なお、研究成果の海外流出による国内産業への悪影響を防止する観点から、特許権の国外への実施許諾については生研支援センターとの事前協議が必要です。

#### （7）終了時の知財権取扱いについて

本事業による委託研究の終了時に、保有希望者がいない知財権等については、知財委員会において対応（放棄、あるいは、生研支援センター等による承継）を協議します。

#### （8）国外機関等（外国籍の企業、大学、研究者等）の参加について

当該国外機関等の参加が委託研究の推進上必要な場合、参加を可能とします。適切な執行管理の観点から、委託研究の受託等にかかる事務処理が可能な窓口又は代理人が国内に存在することを原則とします。国外機関等については産業技術力強化法第17条第1項を適用せず、知財権は生研支援センターと国外機関等との共有とします。

#### （9）研究成果の有効活用



研究成果の有効活用を図る観点から、知財委員会が必要と判断する場合は、未公開・未出願の研究成果に係る情報交換をコンソーシアム間で行うことを求める場合があります。

#### (10) 知財権の管理

知財権については、次の事項についても留意する必要があります。

- ① 本事業による委託研究の成果によって得られた知財権は、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月23日総合科学技術会議決定(※1))及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日総合科学技術会議(※2))に基づき、対応することとします。

※1 [http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523\\_2.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523_2.pdf)

※2 <http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken070301.pdf>

- ② 委託先の役員又は従業員(以下「従業員等」という。)が委託業務を実施した結果得られた成果に係る国内外における知財権を受ける権利を従業員等から委託先へ承継する旨の契約を本契約の締結前までに当該従業員等との間で締結して下さい。職務発明規程等によって発明者から委託先への承継が既に定められ、本事業に適用できる場合はこの限りではありません。
- ③ 特許出願前に研究成果を公開した場合は、新規性が失われ知財権を受けることができなくなることがありますので、くれぐれも御注意ください。成果の公表を急ぐ場合は、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける手続きを適宜行ってください。

#### (11) 研究成果報告書等

##### ① 研究成果報告書

本事業の構成員は、2019年度終了時及びPDによる指示に応じて、研究成果報告をコンソーシアムの研究代表者を通じて生研支援センターに提出するとともに、研究終了時から5年間は成果の活用状況を生研支援センターに報告する必要があります。

##### ② 研究実績報告書

本事業の構成員は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を2019年度終了時にコンソーシアムの研究代表者を通じて生研支援センターに提出する必要があります。

##### ③ マッチングファンドの取組に係る報告

本事業の構成員あるいは協力機関である民間企業による民間投資の金額を5に定めるところにより算定し、その結果を毎年度、コンソーシアムの研究代表者等を通じて生研支援センターに提出する必要があります。

##### ④ スマートフードチェーンアーキテクチャ

構築したスマートフードチェーンアーキテクチャを電子媒体および紙媒体で提出する必要があります。なお、アーキテクチャの電子版に関しては、アーキテクチャの関係する各要素がリンクすると同時に、各要素の詳細情報がすぐ呼び出せる形で作成してください。

#### (12) 研究成果の発表

本事業により得られた成果について、国内外の学会、マスコミ等に広く公表する場合は、知財委員会の方針を踏まえるとともに、知的財産の保護に注意しつつ実施していただきます。

本事業に参画する者は、本事業において実施した研究課題に係る活動又は成果をウェブサイト、新聞、図書、雑誌、各種シンポジウム、学会等で公表する場合は、コンソーシアムの研究代表者を通じて生研支援センターに公表内容を事前に通知していただきます。また、公表する資料には、本事業で実施した研究課題に係る活動又は成果であることを明記するとともに、公表した資料については生研支援センターに提出していただきます。

#### (13) 研究成果の社会実装への取組

本事業に参画する者は、以下のことに留意し研究成果の社会実装を進めていただきます。

- ① 開発された技術は、特許等で権利化した場合でも、製品化や高性能化、システム化が速やかに行われ、社会に実装されるよう、適切な許諾の実施を行うこと。
- ② 開発された技術の更なる高度化を図る観点から、研究成果のうち秘匿の対象とするノウハウを特定し、その管理を適切に行うこととともに、知財権の実施例の蓄積や解析を通じて当該ノウハウの改良を行うこと。
- ③ 広く農林漁業者や関係産業の事業者が研究成果を活用する場合は、わかりやすい成果として情報提供すること。

#### (14) e-Radからの内閣府への情報提供等

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへ登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされ、本情報は国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型の研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報等についてe-Radへの登録を徹底することとされました。

このため、採択された提案に係る委託研究の各年度の研究成果情報等について、e-Radでの入力をお願いします。研究成果情報等を含めマクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

### 1.3 研究課題の評価

#### (1) ガバニングボード（GB）による評価

① 実施時期等

GBは、「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成31年2月27日付け 総合科学技術・イノベーション会議）、「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」（平成31年3月28日付け 戦略的イノベーション創造プログラムガバナリングボード）に基づき、毎年度末の評価、最終評価等をPDが行う自己点検結果等を参考としつつ実施します。また、終了後、一定の時間(原則として3年)が経過した後、必要に応じて追跡評価を行います。

② 評価項目・評価基準

「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日、内閣総理大臣決定）」を踏まえ、必要性、効率性、有効性等を評価する観点から、評価項目・評価基準は以下のとおりです。評価は、達成・未達の判定のみに終わらず、その原因・要因等の分析や改善方策の提案等も行います。

- a) 意義の重要性、SIPの制度の目的との整合性
- b) 目標（特にアウトカム目標）の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い
- c) 適切なマネジメントがなされているか。特に府省連携の効果がどのように発揮されているか
- d) 実用化・事業化への戦略性、達成度合い
- e) 最終評価時に見込まれる効果あるいは波及効果。終了後のフォローアップの方法等が適切かつ明確に設定されているか
- f) 以下に掲げる事項
  - 1) Society 5.0との整合性
  - 2) 生産性革命が必要な分野への重点化の度合い
  - 3) 社会変革への寄与度
  - 4) 社会的課題の解決や日本経済・産業競争力にとっての貢献度
  - 5) 事業化、実用化、社会実装に向けた出口戦略の明確性（5年後の事業化等の内容が明確）
  - 6) 知財戦略、国際標準化、規制改革等の制度面の出口戦略の有無
  - 7) 府省連携が不可欠な分野横断的な取り組み度合い
  - 8) 基礎研究から事業化・実用化までを見据えた研究開発の戦略性
  - 9) 「協調領域」の設定と「競争領域」との峻別の有無（オープン・クローズ戦略を有していること）
  - 10) 産学官連携体制の構築、研究開発の成果を参加企業が実用化・事業化につなげる仕組みやマッチングファンドのビルトインの度合い
- g) 各課題の研究テーマ毎におけるTRL（Technology Readiness Level）の達成状況

(2) コンソーシアムの研究代表者、PDによる自己点検と Peer Review

GBによる評価の前に、コンソーシアムの研究代表者等による自己点検を行います。

また、生研支援センターによる Peer Review（専門的観点からの評価（技術評価を含む））も行います。

PDは、コンソーシアムの研究代表者等の自己点検結果及びPeer Reviewを参考に自己点検を実施します。

なお、PDによる自己点検の点検項目・点検基準には、評価項目・評価基準（前述）が準用されます。コンソーシアムの研究代表者等による自己点検は、研究開発や実用化・事業化への取組の進捗状況について行なっていただきます。

GBにはPDによる自己点検結果とPeer Reviewの結果が報告されます。

### （3）評価結果、自己点検結果の反映

年度末のGBによる評価や自己点検は、当該年度までの実績と次年度以降の計画等に関して行い、次年度以降の計画等に反映されます。

毎年度末のGBによる評価や自己点検の結果、各年度の目標の達成度合い、マネジメントの実施状況、実用化の可能性等から、目標達成が著しく困難である等と判断された場合は、翌年度の委託研究費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の中止等を行う場合があります。

## 1.4 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複（※1）及び過度の集中（※2）の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

に基づき、競争的資金に限らず本事業資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

### （1）応募書類への記載

本事業の応募の際は、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業・補助事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。）の状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額及びエフォート（研究専従率））を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消し又は委託契約の解除、委託経費の返還等の処分を行うことがあります。

### （2）不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合は、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

※1 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の研究事項（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合があります。

・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究事項について、複

数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

- ・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の研究事項について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究事項の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

※2 過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォートに比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

#### （注）エフォート

総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」です。

「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

## 15 研究費の不正使用防止のための対応

### （1）不正使用防止に向けた取組

研究委託契約に基づき行われる研究活動には、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

([http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/141218\\_kanri\\_kansa\\_guidline.pdf](http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/141218_kanri_kansa_guidline.pdf))が適用されます。受託者は、このガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行う必要があります。

なお、その実施状況の報告等をしていただくだけでなく、場合によっては体制整備の状況に関する現地調査等を行う場合があります。

取組の一環として、生研支援センターは、本事業の経費執行に当たり、研究代表者、研究実施責任者、経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行していただくため、経費執行についての指導・チェック体制の整備及び確認を行います。

具体的には、以下のとおり行う予定です。

- ① 応募申請時には、研究グループを構成する全構成機関に研究実施責任者及び経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にさせていただきます（別紙2（提案書様式）2-1の10.）。
- ② 採択審査の際には、新規課題を実施する研究機関の研究代表者（コンソーシアム

を形成する場合にはコンソーシアム全体の経理を統括する者（以下「経理統括責任者」という。）を含む。）等に対し、経費の適正執行について説明を行います。

- ③ 適正な経費執行の確認・指導のため、必要な報告を求めること及び調査を行うことがあります。

## （２）不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び農林水産省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託経費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

- ① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者
  - ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：１０年間
  - イ ア以外による場合
    - a) 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：５年間
    - b) a)及びc) 以外の場合：２～４年間
    - c) 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：１年間
- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：５年間
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は２年間とし、下限は１年間で端数は切り捨てる。）の期間
- ④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務（※）に違反した研究者：当該競争的資金等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関に情報提供いたしますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業

への応募又は参加を認めないこととします。

なお、生研支援センターが公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応しますので、下記を御覧ください。

([http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei\\_sanka\\_taiou.pdf](http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf))

## 16 虚偽の申請に対する対応

本事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約を取り消し、委託費の一括返還、損害賠償等を委託先である代表機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については、上記15(2)の不正使用等が行われた場合と同様の措置を取ります。

## 17 研究活動の不正行為防止のための対応

委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、又は研究成果や論文等のねつ造、改ざん及び盗用といった研究活動における不正行為等が発見された場合、生研支援センターは、以下のような厳しい措置をとることになります。

また不正行為等を行った場合、生研支援センターの措置とは別に農林水産省及び他の府省においても同様の措置がとられる場合があります。

### (1) 不正行為防止に向けた取組

本事業で実施する研究活動における研究の不正行為については、農林水産省が策定した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。（※1））及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「規程」という。（※2））が適用されます。

各研究機関等においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出する必要があります（研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません）。また、研究活動の特定不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

なお、生研支援センターにおいても、研究の不正行為に対する告発等の問い合わせを受け付ける窓口を設置しており、問い合わせがあった場合には、「研究活動における特定不正行為に対する試験研究の中止等実施要領」（平成19年4月26日付け19生研東第18号生研支援センター所長決定）により対応します。生研支援センターと研究機関との協議の上、生研支援センターが必要な調査を行う場合もあります。

※1 不正行為ガイドライン及び規程については、

<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/tokekomi.pdf>

<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/misbehavior-3.pdf>

をご覧ください。

※2 「研究活動における特定不正行為に対する試験研究の中止等実施要領」については、

[http://www.naro.affrc.go.jp/brain/contents/files/kenkyuchushi\\_jisshiyoryo\\_fusei](http://www.naro.affrc.go.jp/brain/contents/files/kenkyuchushi_jisshiyoryo_fusei)

[kouei.pdf](http://www.naro.affrc.go.jp/brain/contents/files/kenkyuchushi_jisshiyoryo_fusei)

をご覧ください。

## (2) 特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の次年度以降2年から10年
- ② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の次年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

## 18 指名停止を受けた場合の取扱い

談合等によって農林水産省から公募期間中に指名停止措置を受けている研究機関等がコンソーシアムに参画（協力機関としての参画は含まない）している提案書について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、公募期間終了後、採択までの間に、コンソーシアムに参画（協力機関としての参画は含まない）している研究機関等が指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

## 19 個人情報の取扱い



応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択課題の選定以外の目的に使用しません。採択課題決定後は、採択課題に係る個人情報を除き全ての個人情報を生研支援センターが責任をもって破棄します。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm))

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択課題に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研支援センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、府省共通研究開発管理システムを経由して、内閣府の「政府研究開発データベース（※）」へ提供されます。

#### ※政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

## 20 中小企業の支援（中小企業技術革新制度：SBIR）

本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」の「特定補助金等」に指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます（それぞれの制度を利用する際には、別途審査等が必要になります。）。

- ① 日本政策金融公庫の低利貸付制度（※）が利用できます。

※ 5年以内の貸付で担保・保証人がある場合。貸出条件等によって金利が変動します。

- ② 特許に係る審査請求手数料や特許料が軽減（半額）されます。
- ③ 資本金3億円を超える企業に対し、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。
- ④ 国等の入札において、入札参加等級や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるように努めています。
- ⑤ 「SBIR特設サイト」において研究開発成果などの事業PRができます。

これら中小企業技術革新制度（SBIR）についての説明等は、SBIR特設サイトを御覧ください。（<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>）

## 21 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知（※））に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

※については、農林水産省のホームページ

[http://www.maff.go.jp/j/kokuji\\_tuti/tuti/t0000775.html](http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html)

をご覧ください。

## 2.2 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター (<https://biosciencedbc.jp/>) は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

ついては、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。

また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知をお願いします。

〈問い合わせ先〉

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

TEL：03-5214-8491

## 2.3 法令・指針等に関する対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

（参考）安全保障貿易について

海外への技術漏洩への対処については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則とし

て、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけではなく技術提供（設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等）も規制対象となります。

詳細は、経済産業省安全保障貿易管理のウェブサイトをご覧ください。

(<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>)

## 2.4 公募説明会の開催

本事業の提案公募に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は義務ではありません。ご希望の方は事前登録が必要になります。以下のウェブサイトの入力フォームから必要事項を記入し、お申し込みください。定員に達し次第締め切らせていただきます。

公募説明会申込のウェブサイトURL：

[http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/sip/sip2/news\\_list/2019/130472.html](http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/sip/sip2/news_list/2019/130472.html)

※ 当日は公募の対象となる研究課題に関して、概要の説明は行いますが、研究課題関連の質問については、後日回答させていただくことになる場合もありますので、ご了解ください。

### 【説明会の日程・会場・時間】

- ・ 日 時：2019年5月8日（水）  
13:00～15:00
- ・ 会場名：川崎市産業振興会館第3研修室
- ・ 所在地：〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀河町66-20

## 2.5 問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を生研支援センターのウェブサイトにて公開させていただきますので、御承知おきください。

なお、できる限りメールによりお問い合わせいただくようお願いいたします。

## 記

### ○ 公募全般に関する問い合わせ

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター  
(生研支援センター)

革新技术創造課 担当者：八木、門馬、三原

E-mail brainSIP@ml.affrc.go.jp

住 所 〒210-0005

神奈川県川崎市川崎区東田町8番地パレール三井ビル（グリーン館）16階  
(<http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/index.html>)

TEL：044-276-8642

FAX：044-276-9143

受付時間：10:00-12:00、13:00-17:00

(土、日、祝日を除く。)

○ 契約事務について

生研支援センター新技術開発部研究管理課

担当者：平野、寺口、佐藤

TEL：044-276-8567

FAX：044-276-9143

○ e-Radについて

e-Rad ヘルプデスク

TEL：0570-066-877

03-6631-0622 (直通)

「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」ポータルサイトの「お問い合わせ方法」も御確認ください。

(URL：<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>)

## スマートフードチェーンアーキテクチャ構築と農産物の輸出拡大に向けた 共同物流の実証事業

### 1. 事業概要

SIP バイオ・農業における研究課題「B. 多様なデータの利活用による農林水産業・食品産業の生産性革命・競争力の強化における研究開発項目(1)生産から流通・消費までのデータ連携により最適化を可能とするスマートフードチェーンの構築」(以下、SIP バイオ・農業 B(1))では、生産から加工・流通・販売・消費・輸出までの情報を産業の枠を超えて共有するデータプラットフォームの整備やニーズに的確に対応した生産・供給を可能とする技術開発により、スマートフードチェーンシステムの構築を進めている。

スマートフードチェーンシステムの構築により、新たなビジネス創出や生鮮品流通過程の効率化等を実現するためには、多様なプレイヤーの参画を促し、様々なデータの共有と連携による利活用を促進することが必要であり、そのためには当該システムが果たすべき機能等を整理・構造化するとともに、基本データやその規格を明確化することにより、システム全体を俯瞰できるアーキテクチャを構築して、システムの拡張性や相互運用性を高めることが不可欠である。また、スマートフードチェーンシステム構築に必要となる物流分野との連携も必要である。

そこで、本事業では以下の研究開発項目について取り組む。

### 2. 研究開発項目

#### (1)アーキテクチャ構築

##### ① 具体的内容

- 1) SIP バイオ・農業 B(1)において実施する各ユースケースの情報プラットフォームを対象として、必要となる機能、データ、データ連携、アセット等の関係性を整理したアーキテクチャを後記のアーキテクチャ構築の進め方にそって検討、構築する。
- 2) 海外におけるスマートフードチェーンに関する取り組みについてレビューし、アーキテクチャを整理する。
- 3) 新たに実施する、(2)農産物の輸出拡大に向けた共同物流の実証において、共同物流に必要なデータや規格、機能、ルール等を抽出し、アーキテクチャを構築するとともに、農業分野と物流分野における各プレイヤー間のデータの取得・受け渡し等における相互運用性を検証する。

##### ② 達成目標

- 1) SIP バイオ・農業 B(1)における各ユースケース、海外における取り組み事例、及び(2)農産物の輸出拡大に向けた共同物流のアーキテクチャを整理し、それらを統合したアーキテクチャを構築する。

#### (アーキテクチャ構築の進め方)

ユースケースや事業ごと必要となるデータや機能、関係する技術基準、規格・標準、ルール、

ガイドライン、法制度、体制等の構成要素を分解し、Society 5.0 リファレンスアーキテクチャを参照して、意味軸、時間軸、空間軸を定義して整理する(図1)。意味軸では機能、データ、データ連携、アセット等の各層内および層間での構成要素の関係性や連携を行うために必要なインターフェースや要件等を検討、整理する。

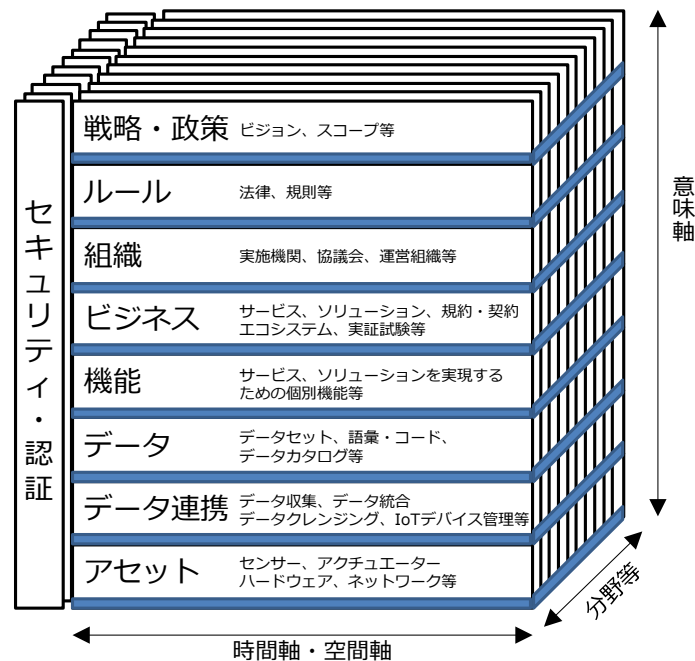


図1 Society 5.0 リファレンスアーキテクチャ

## (2) 農産物の輸出拡大に向けた共同物流の実証

### ① 具体的内容

- 1) 海外輸出における物流データ(出荷集荷情報、物量データ等)による物流の見える化と農産物データ(品目、品質等)のデータ連携により、共同物流を促進し、農産品ごとの貯蔵可能期間や適正輸送温度といった特性に応じた輸送手段、輸送ルートの選定や輸出コストの削減を図り、販売を含めた実証を行う。また、ニーズを的確に捉えた農産物の輸出体制の構築に向けて、海外消費者の嗜好情報や海外での販売情報を生産者にフィードバックする等、海外市場でのシェア拡大を図る取り組みを行う。対象品目はいちご、ぶどうを含む海外ニーズが高く、輸出拡大が期待できる品目を選定して実証を行う。
- 2) 輸出货量拡大のための効率的な集荷体制構築に向けて、国内の産地間や生産者間での作物等に関する農産物データと物量や仕向先、位置情報等の物流データとの連携により、荷主側の輸送トラック等の積載率向上による効率化の実現に向けた実証を行う。
- 3) 農産物の共同物流に必要となるデータや規格、機能、ルール等を、(1)アーキテクチャ構築と連携を図りながら整理する。

### ② 達成目標

- 1) 共同物流のメリットを明確化する。いちご、ぶどうについては、品目特性に応じた海外輸出のための輸送の最適化方策を提示する。
- 2) 海外市場でのシェア拡大に向けて国際標準規格を活用し、海外を含めた関係者が生産情報

や流通情報を共有することにより、国産農産物の価値を高めるための仕組みを提示し、実証、検証する。加えて、必要なデータ項目やルールなどを明確化する。

- 3) 農産物輸出の国際標準化に向けて、スマートフードチェーンに関する海外での事例調査や、農産物輸送の効率化を図る運搬用の箱や容器の標準化に向けた国内の実態調査および海外レビューを行う。

### 3. 研究開発期間

2019年5月から2023年3月末までの予定。

### 4. 平成31年度委託研究経費限度額

194,000千円

ただし、このうちアーキテクチャ構築は20,000～50,000千円とする。

### 5. 留意事項

- 1) 本事業の推進にあたって、民間負担を事業費の30%以上とする。
- 2) SIP バイオ・農業 B(1)で開発中の情報共有システムを可能な限り活用するなど、既存のコンソーシアムと連携を図りながら事業を進めること。
- 3) 構築したアーキテクチャは電子媒体および紙媒体で提出すること。電子媒体では、アーキテクチャにおいて関係する各要素がリンクすると同時に、各要素の詳細情報が閲覧できる仕様とすること。
- 4) 研究開発期間は2019年度から2022年度までの4年間とし、予算措置は2019年度のみで、その後は民間投資等によりフォローアップを行うものとする。
- 5) Society 5.0 を実現するために、分野間での相互連携が重要であることから、本年度、SIP 補正予算事業全体としてはスマートシティ、パーソナルデータ及び地理系分野(自動走行、スマートフードチェーン、防災)のアーキテクチャ設計を行うこととしており、これらの相互連携を図るため、内閣府が指定する有識者による「アーキテクチャアドバイザリーボード(仮称)」が設置され、その助言を得ながら、アーキテクチャの全体調整や、分野共通して標準化すべき事項等の検討・整理が行われる予定である。それに基づき、アーキテクチャの構築を進めること。

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/96kai/siryo3-2.pdf>)

## 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について

### 1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システムとは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

#### （1）ポータルサイトへのアクセス方法

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）のポータルサイトへアクセスするには、Webブラウザで「<http://www.e-rad.go.jp/>」にアクセスします。ポータルサイトでは、本システムに関する最新の情報を掲載しています。また、本システムへは、ポータルサイトからログインします。

#### （2）システムの利用時間及び操作方法等に関するお問い合わせ先

システムの利用時間：平日、休日ともに00：00～24：00

ヘルプデスク電話番号：0570-066-877

03-6631-0622（直通）

ヘルプデスク受付時間：平日9：00～18：00

### 2 応募受付期間について

2019年4月23日（火）～2019年5月22日（水）12：00

### 3 システム利用に当たっての事前準備について

代表機関及び共同研究機関の事務担当者は、ポータルサイトの「新規登録の方法」に従って、研究機関の登録申請及び所属研究者の登録を行います（既に登録済みの場合には、申請及び登録を行う必要はありません。）。

※ 所属研究者の登録は、本研究を実施する全ての研究者について行います。

※ 研究機関の登録は、通常でも1～2週間程度、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行ってください。

### 4 提案書の作成について

#### （1）応募要領及び申請様式（応募情報ファイル）のダウンロード

提案者は、生研支援センターのウェブサイト又はポータルサイトの「公募一覧」から応募要領及び申請様式（提案書（様式））をダウンロードし、応募要領に従って提案書（本要領12の（11）の③に記載しているデータマネジメントプランを含む。以下同じ。）を作成します。



## (2) 提案書のPDFファイルの作成

e-Rad若しくはスキャナー等でPDF形式のファイルに変換してください（10MB以内。白黒でも可。）。

## 5 応募情報の登録について

### (1) 応募情報の登録の事前準備

システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。

- ① システムの「研究者向けマニュアル  
([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html))」及び本資料
- ② 提案書と提案書のPDFファイル
- ③ 各研究者のシステムに登録済みの研究者番号
- ④ 各研究者の平成30（2018）年度、平成31（2019）年度、2020年度、2021年度及び2022年度の予算額（直接経費（総額）及び間接経費（総額））

### (2) 応募情報の入力手順

応募情報の入力は、代表機関の研究代表者がポータルサイトへログインし、応募課題を検索して応募情報を入力します（共同研究機関の研究実施責任者等に入力をさせることもできます。）。システムでの公募名は、「戦略的イノベーション創出プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）」です。なお、システムの操作手順の詳細は、「研究者向けマニュアル」を御覧ください。

### (3) 応募情報の提出及び承認について

応募情報を入力した提案者は、内容に誤りがないことを確認し、応募情報を提出します。正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示され、応募課題の情報が研究機関の事務担当者に対して提出されます。

生研支援センターへ応募情報を提出するには、代表機関の事務代表者の「承認」が必要です。代表機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと、生研支援センターへ応募情報を提出したことにはなりませんので、十分に御注意ください。承認については、「研究機関事務代表者向けマニュアル」

([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)) を御覧ください。

## 6 その他

### (1) 提出した応募情報の修正等

応募受付期間中であれば、生研支援センターへ提出した応募情報を引戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報の提出及び代表機関の事務代表者による承認をする必要があります。

応募受付期間終了間際には、ヘルプデスクにつながりにくくなることが予想されます。また、システムは、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

ポータルサイトの「システム管理者からのお知らせ」を御確認のうえ、余裕を持って応募情報の入力等を行ってください。

(2) 応募受付期間終了後の連絡体制

代表機関の研究代表者は、応募の内容について生研支援センターの担当者から問合せを行う場合がありますので、応募受付期間終了後、1週間程度は確実に連絡が取れるようにしてください。